

岐阜医療科学大学

平成 30 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 31 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

岐阜医療科学大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神である「優れた技術は、人に幸福をもたらし、誤れる技術は、人に災いをもたらす。技術は人が造るなり、故に技術者たる前によき人間たれ」という理念を具現化すべく、「人間の尊重を基本として、豊かな人間性の涵養と保健医療に関する科学分野の教育研究を行い、学術文化の向上に寄与するとともに、地域社会において広く活躍できる人材を育成する」という使命・目的は具体性を持って適切に明文化され学則に定められている。なお、それらは平易かつ簡潔な文章で表記され、ホームページなどの媒体を通し学内外へ周知している。

使命・目的及び教育目的を具現化すべく、具体的な三点の教育目標を掲げ、実践することを大学の個性・特色とし、学部・学科の教育目的に反映させている。

「基準2. 学生」について

学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーを学部・学科・専攻科及び研究科ごとに明示し、学内外へ周知を図り、入学定員を適切に充足させるための努力を行っている。学修支援体制については、教職協働体制が整備され円滑に実施されている。また、学生サービスについては、「学生委員会」において教員と事務職員が現状と課題を共有し、学生に対する支援を実施するとともに、学生の心身に関する相談には保健室や学生相談室が対応している。

教育目的の達成のために必要な校地・校舎・施設設備等の学修環境は適切に整備、活用されており、法令に基づく維持・管理がなされている。また、学生の意見・要望への対応は、アンケートを通して把握し、必要に応じた改善を図っている。

○遠隔地在住のオープンキャンパス参加者に対し、臨時のバス運行など交通手段を考慮している点は評価できる。

「基準3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定・進級要件及び卒業・修了要件については学則、単位認定基準、シラバスなどに明記し、適切に運用している。教育目的に沿ったディプロマ・ポリシーを反映した明確なカリキュラム・ポリシーに基づき、体系的な教育課程が編成されており、教授方法の改善に向けた努力が行われている。

また、学修成果の点検・評価に関しては、各学部・学科等の特性に基づいて行っており、

「FD・SD委員会」と「授業評価アンケート調査」による授業評価の結果を各教員にフィードバックし、教員はそれらを踏まえ自らの授業における教育内容・方法及び指導の改善に向けた努力を行っている。

「基準4. 教員・職員」について

大学の意思決定は、適切に行われており、学長のリーダーシップ発揮を支援するための補佐機能を果たす体制として副学長制度を導入し、教授会及び研究科委員会は規則に基づき教学に係る事項を審議している。また、教学マネジメントを遂行するために必要な教職員を各学部・学科等及び事務局に配置し、「FD・SD委員会」により各種研修会が実施され、教職員の資質・能力の向上に向けた努力を行っている。

設置基準に基づく専任教員を配置しており、教員の採用・昇任は規則に基づいて行っている。また、教員の研究環境は整備されており、適切に管理・運営している。

○法人として「神野学園FD委員会」を設置しており、FDに関する情報を法人全体で共有している点は評価できる。

○大学独自の取組みとして「特別研究費」を公募及び交付し、その研究結果又は進捗状況の報告を行うことにより、研究活動を活性化している点は評価できる。

「基準5. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性の維持について、管理運営体制や関係諸規則を整備し、適切に運営しており、関係法令等を遵守した大学の設置・運営を行っている。

理事会は、寄附行為で定められた管理・運営に関する重要事項を審議するとともに、使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制が概ね整っている。管理運営の円滑化と相互チェックに関しては、管理部門と教学部門との責任体制を明確にするとともに、主要な会議体や委員会に法人、教学及び事務部門の主要メンバーが参加することにより、事務組織と教学組織との連携、意思疎通と意思決定の円滑化を図っている。

財務基盤と収支については、「長期経営計画」を策定し、収支の改善に向けた取組みを行っている。会計については、適切に会計処理を実施し、会計監査の体制も概ね整備している。

「基準6. 内部質保証」について

大学は、「自己点検・評価委員会規程」に基づき、学長・副学長を中心に行っており、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。また、その結果は、教授会などを通して学内での共有が図られており、大学の質保証に向けてエビデンスに基づいた自己点検・評価を行うよう努力している。

教学と管理運営を対象とした自己点検・評価の結果を内部質保証システムに活用するためのPDCAサイクルの整備やそのための組織・運営は、全学的なシステムとして構築の途上にある。

総じて、大学は、建学の精神に基づき、高齢化の進展や医療技術の進歩などの社会状況

下において、社会に広く貢献することができ、医療分野に必要不可欠となる国家資格を有する人間性が豊かで、高度な知識と最先端の技術を保持する医療技術者の育成を行うために体系的な教育課程を編成し、さまざまな教育実践において結実させている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1. 国際交流事業の推進

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「優れた技術は、人に幸福をもたらす、誤れる技術は、人に災いをもたらす。技術は人が造るなり、故に技術者たる前によき人間たれ」という建学の精神に基づき、使命・目的は「人間の尊重を基本として、豊かな人間性の涵養を行う」と明確かつ簡潔に学則第 1 条に文章化しており、具体性を持った教育目的も明示されている。

使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映させ、具体的な「人間性」「国際性」「学際性」という三つの教育目的を掲げ学内外に向け明示している。社会情勢や社会の学修へのニーズに応え、教育研究組織の改編を実施することにより、変化への対応を図っている。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的については、教授会に諮った後、理事会において決定しており、学内で役員、教職員への共通理解を促している。学内外への周知に関しては、使命・目的及び教育目的について入学式や卒業式などで学長が説明しており、また、学生や教職員への配付物に掲載するとともに、ホームページにより周知している。使命・目的及び教育目的を「長期経営計画」に概ね反映させている。

使命・目的及び教育目的を三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に位置付けている。使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科・専攻科及び研究科、図書館、各種センター等を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、学部・学科・専攻科及び研究科ごとに策定され、募集要項及びホームページに公表し周知を図っている。入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに基づいた出題科目とその範囲や配点を決定し、問題作成・校正、採点方法、採点集計方法を「入試委員会」が審議、決定し行っている。

入学者選抜の実施に際しては、入試形態ごとに工夫をし、入試問題については学内で作成し実施に至っている。入学者数は定員に対し適切な数を確保している。

〈優れた点〉

○遠隔地在住のオープンキャンパス参加者に対し、臨時のバス運行など交通手段を考慮している点は評価できる。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生への学修支援を教職協働で取組み、中途退学者数が減少する等、その効果は上がっている。

障がいのある学生に対し、入学時にアンケート調査を行い、講義・実習等の場面ごとサポート体制を整えている。

在学生の学修支援を助手、実験補助員が行い、各学科・専攻の教育内容に合わせ、国家試験対策を行い、高い合格率を維持している。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内においてキャリア教育推進のため、教職協働による就職指導に関する体制として学生支援課、各学科教員及び学生支援課職員で構成する「就職委員会」を設置している。

週に1度、ハローワーク職員が来学するなど、医療系特有の就職・進学に対する支援対策を整備している。

教育課程外において、病院見学実習を実施し、学生の就職意識向上に努めている。

社会人としての行動と教養が身に付くよう、マナーや身だしなみ講座などを開講し、卒業生が勤める企業の担当者と3・4年生が交流する就職セミナーを実施している。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス及び課外活動への支援が「学生委員会」のもと適切に機能している。

奨学金制度を整備し、公的奨学金の他に「岐阜医療科学大学特待生規程」及び「岐阜医

療科学大学授業料免除特待生規程」により、該当者に経済的支援を実施している。

診療所として登録している保健室に校医 1 人と保健師を配置し、学生が随時利用できるよう適切に運用している。学生相談室を設け、臨床心理士の資格を有する保健科学部臨床検査学科の助教による心身に対する健康相談などの支援を行っている。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のため、校地、図書館、情報サービス施設が整備され、有効に活用されている。実習施設等については適切に管理・運営されており、図書館については学生からの意見をくみ上げ開館時間など一部改善している。

学生の要望に応えるため、情報に関する施設・設備については、サーバ更新を適宜行っており、コンピュータ数を揃えている。

障がいのある学生に対応するため、バリアフリー整備が進められている。

クラス編制は学生数に応じたサイズの教室配置など適切な運営を心掛け実践している。

新キャンパスに移転する看護学部は、教員が両キャンパスを行き来するため、時間割、交通手段の円滑化、定員増に伴う教育環境の整備、教育指導体制の充実に努力している。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修に関する学生の要望は、「学生生活アンケート」を通じ、学生部長から「教育執行部会」へ提案されている。また、学修環境に関しては「学科会議」で情報共有され、学生支援課を通じ学生部長へ集約し、「教育執行部会」で検討される流れをシステム化している。検討後優先順位ごとに改善の手順を踏み整備している。

心身に関する健康相談及び経済的支援では、学内掲示板やポータルサイト、保健室など

の利用状況により学生の要望を把握し適切な支援を図っている。研究科においては特別研究の主旨導員が中心となり精神的・身体的ストレスや経済的問題に対処している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを明確に定め、建学の精神と併せてホームページ等で公表している。また、平成 30(2018)年度には、保健科学部看護学科から看護学部看護学科への改組に伴うディプロマ・ポリシーの見直しを図っている。

学部ごとにディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準が策定され、これらに基づき運営・実施されている。現在、平成 31(2019)年度導入予定である GPA(Grade Point Average)の検討及びそれに関連する学則等の改正、運営方法について検討している。

3-2 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学のディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーを明確に定め、カリキュラム・ポリシーを反映した教育課程を編成している。教育課程の特徴としては、深く教養を備え、人として、医療人として豊かな人間性を身に付ける目的で学部共通の教

養科目を設置し、「チーム医療論」では、医療従事者としてのチーム医療を実践する取組みを行っている。また、各学部等の特性を生かした教育課程が編成され、教育支援センターが中心となり各種資格取得を含めた学修支援を積極的に行っている。

教授方法の工夫・開発のため、「教育支援センター」の支援のもと、時間外に補講及びオフィスアワーの設定や周知に加え、学生の質問や要望に応えるべく、適宜個人指導を行うなど、効果的に実施している。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

各学部・学科の特性を生かした学修成果の点検・評価を実施している。また、国家試験については、高い合格率を保持している。

新キャンパスに移転する看護学部は、定員増に伴う教育環境の整備、教育指導体制の充実に努力をしている。

実習では、「臨地実習連絡会議」「臨床実習連絡会議」「助産学実習連絡会議」を開催し、学修成果の達成状況を点検・評価している。

教員の授業評価については、「FD・SD 委員会」が授業参観し点検・評価を行う取組みと、授業評価アンケート結果を教員にフィードバックし、授業向上・改善を促す取組みを実施している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定と教学マネジメントについては、学長が副学長等の補佐体制を活用し最高責任者としてリーダーシップを適切に発揮している。

教授会及び研究科委員会は、学長に意見を述べる機関として「岐阜医療科学大学教授会規程」「岐阜医療科学大学大学院研究科委員会規程」に定め、教学の重要事項を審議している。また、常設の各種委員会は、各学部・学科の教員と事務職員で組織されており、委員会規則に基づき機能を果たしている。

職員の配置については、「岐阜医療科学大学組織運営規程」に基づき所掌業務に適切な人員配置を行うとともに、業務執行のための明確な管理体制を構築し、教学マネジメントを機能させている。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育課程に即した教育を実施するため、設置基準に基づく教員を各学部配置している。

教育課程に即した専任・兼任のバランスを考慮した人事に努め、教員の採用・昇任については、「岐阜医療科学大学教員選考基準」に基づき審査を行っている。

FD に関しては、「岐阜医療科学大学 FD・SD 委員会規程」に基づき設置した「FD・SD 委員会」が教員の資質・能力向上に向けた取組みを行っている。また、法人全体の FD 機能を向上させるため「神野学園 FD 委員会」が法人全体の FD に関する情報共有を図っている。

〈優れた点〉

○法人として「神野学園 FD 委員会」を設置し、FD に関する情報を法人全体で共有することで他の設置校における教員の質向上にも努めている点は評価できる。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための取組みとして、大学が行う「FD・SD研修会」及び法人が行う「神野学園SD研修会」を組織的に開催しており、教員を含めた多数の教職員が参加している。

また、日本私立大学協会などの外部機関が実施している各種研修会に、業務を担当する事務職員が定期的に出席することで職員の能力向上を図っている。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

職位ごとの個人研究費助成や年間 50 日を上限に「研修日」を設けるなど、適切に研究環境を整備し、運営・管理がなされ、有効に活用している。

研究倫理に関する規則として、「岐阜医療科学大学研究者の行動規範」「岐阜医療科学大学研究活動不正行為防止規程」を定め、公的研究費及び科学研究費助成事業を厳正に管理するため、「岐阜医療科学大学公的研究費に関する不正防止規程」「岐阜医療科学大学科研費取扱規程」を定め周知している。全教員を対象に「研究倫理 e ラーニングコース」や「コンプライアンス研修会」の開催を通し、研究活動における不正防止にも取り組んでいる。

〈優れた点〉

○大学独自の取組みとして「特別研究費」の公募を行い審査の後、交付されているなど、資源の分配が考慮されている点は評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を概ね満たしている。

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人の管理運営は、「学校法人神野学園寄附行為」において明確に定め、経営の規律と誠実性を維持している。併せて、組織倫理に関する「学校法人神野学園利益相反マネジメントポリシー」「学校法人神野学園利益相反マネジメント規程」「学校法人神野学園内部通報に関する規程」等を定め、コンプライアンスの維持と公正・誠実な業務の遂行に努め、ガバナンスの強化を行っている。

使命・目的の実現のため教育目的を学科・専攻科及び研究科ごとに定め、「岐阜医療科学大学組織運営規程」で明文化し周知している。

環境保全、人権、安全については、「学校法人神野学園ハラスメントの防止に関する規程」「学校法人神野学園個人情報保護規程」「岐阜医療科学大学危機管理規程」等を制定し、組織を編制して保護・保全に努めており、適切に管理を行っている。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、「学校法人神野学園寄附行為」に基づき使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備している。理事会は、原則として年 6 回開催し、学校法人の業務を決し、理事の職務執行を監督している。定期開催のほか、必要に応じて臨時に開催し、審議に付さねばならない重要事項の意思決定を行っている。

理事の選任は、「学校法人神野学園寄附行為」に基づき適切に行っており、理事会は事業計画を確実に執行するため適切に運営している。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を概ね満たしている。

〈理由〉

法人と大学の各管理運営機関のコミュニケーションは、意思決定の円滑化が図られており、理事長がリーダーシップを発揮できる環境を整備している。

学長、副学長、各学部長及び各学科長は、教授会、研究科委員会等の重要な教学に関する会議に出席し、意見を述べるとともに教職員の意見を聴取してくみ上げる仕組みを構築している。

監事は、会計監査に立会うとともに理事会に毎回出席し、管理運営機関の相互チェックによるガバナンス機能として、2人の監事が法人及び大学業務の監査を行っている。

評議員の選任及び評議員会の運営は概ね適切に行われている。

〈改善を要する点〉

○平成29(2017)年度9月開催の第3回理事会で承認された「長期経営計画」は「学校法人神野学園寄附行為」に基づく「あらかじめ評議員会に意見を聞かなければならない」事項であるが、諮問していなかったため改善を要する。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目5-4を満たしている。

〈理由〉

新学部設置に係るキャンパス整備の投資を行うため「長期経営計画」を策定し、その進捗状況に応じて必要な見直しを実施している。新学部への投資により、資金残高は減少するが、完成予定年度には現在の資金残高程度には回復する長期的な計画に基づいた財務運営を行っている。

学部学生の収容定員を堅調に充足していることから収入と支出のバランスは保たれ、大学の教育活動収支差額は安定的に計上されている。外部資金の獲得については、新キャンパス整備に係る地元自治体からの補助金獲得など、努力している。

〈参考意見〉

○適切な財務運営の確立のため、新たな「長期経営計画」沿った着実な履行が望まれる。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目5-5を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人神野学園経理規程」などの学内諸規則に基づき、適切に行っている。処理上の疑義等については、公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団に問合わせている。

会計監査は、公認会計士により専門的見地から実施されている。監事は、監事監査を行

うとともに会計監査にも立会い、公認会計士より監査意見等を聴取している。また、「学校法人神野学園内部監査規程」に基づいた内部監査を行い、その監査記録を理事会や公認会計士に報告しており、会計監査の体制を整備している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を概ね満たしている。

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を概ね満たしている。

〈理由〉

実効性のある自己点検・評価の実施と改善のための組織整備と教職協働体制及び関連規則の整備は構築の途上にあるが、内部質保証のための組織として、「自己点検・評価委員会」及び「教育執行部会」を学長のもとに設置している。「自己点検・評価委員会」において実施された自己点検・評価の結果を「教育執行部会」で検証し、その結果が学長に報告され、学長は必要に応じ教授会の意見を踏まえ改善を行っている。

〈改善を要する点〉

○内部質保証における改善を全学的な組織で実行するため、学内における組織体制を明確化させるとともに、改善を実行する組織の構築及び関連規則の整備を行うよう改善を要する。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証を目指す自主的・自律的な自己点検・評価を適宜実施しており、その結果を教職員間で共有するための努力を行いつついる。また、ホームページなどを活用し、必要に応じて社会へ公表している。

また、IRなどを活用したデータの収集は、主に事務局の各課が、分析は事務局の各課と関連委員会が担っており、内部質保証を担保するために必要な基本的なデータの調査など

は実施されている。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を概ね満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自己点検・評価及び認証評価の結果は、「自己点検・評価委員会」や「教育執行部会」において審議されており、評価結果を共有する努力はなされている。

しかしながら、PDCA サイクルの全ての過程に大学の各組織と教職員全体が協働体制を構築し、積極的に参画させるための制度の導入、自己点検・評価などの結果を改善につなげることを目的とした組織の編制とその運営及び内部質保証を担保するための「長期経営計画」への PDCA サイクル活用のための仕組みの確立などについては構築の途上にある。

〈改善を要する点〉

○内部質保証に向けた努力を大学全体で行うためには、教職協働で PDCA サイクルを機能的、組織的に運用することが不可欠となるので、自己点検・評価などの結果を「長期経営計画」に反映させるとともに、大学の教育・研究、管理・運営、社会貢献などにおいて、改善に結びつける過程（C から A）を確実に実施するよう改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携・社会貢献

A-1 地域社会への貢献

A-1-① 地域社会との関係と、大学の物的・人的資源の提供

A-1-② 地域連携・社会貢献を進めるための組織・体制

【概評】

大学は、大学が有する物的・人的資源を社会に提供し、大学を設置している岐阜県関市をはじめ、近隣の地方公共団体（愛知県、岐阜県、岐阜県美濃加茂市、岐阜県可児市等）と連携に関する協定を締結して地域連携に取り組み、地域社会の発展に貢献している。平成 31(2019)年度に新キャンパスを移転する可児市とは既に連携協定を結び、近隣市町（岐阜市、関市、大垣市、北方町、坂祝町等）における災害・教育・健康・保健・福祉・環境衛生に関する各種行政委員会活動に参加するなど、専門職の立場から意見を提供している。

大学組織としては地域連携センターを設置し、自治体が開催するイベントや研修会等に教員及び学生が積極的に参加するなど、自治体との調整的役割を遂行するとともに、リー

ダーシップを発揮し、地域社会の発展と人材育成等に貢献している。また、地域連携推進委員会が効率的・効果的に活動できるように評価・検討を行い、次年度計画・実施に生かすなど、地域連携におけるPDCAサイクルの確立ができています。

各学科・専攻科の特徴を生かした出前講座（健康教育・福祉・介護等のテーマ）や地域住民の生活習慣病の予防・健康意識の向上を目的とした教員と学生による「健康チェック」を定期的実施するなど、地方自治体とのコラボレーションが実現できている。今後については、社会や地域のニーズの現状を踏まえ、地域連携の強化及び活動地域拡大を視野に、大学としての役割を果たすべく、その意欲を示している。

以上のことから、大学は積極的に地域連携・社会貢献に関する組織体制を構築し、活動を推進している。

大学の挙げた特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 国際交流事業の推進

学校法人神野学園は、「医療」「自動車」「航空」各分野の人材育成に特化した教育機関として、「技術者たる前に良き人間たれ」の建学の精神に基づき、各分野に有為な人材を輩出し社会に貢献してきた。また、現代社会の急速なグローバル化へ対応するため、幅広い視野と多様な価値観を共有できる人材を育成すべく国際交流事業に積極的に取り組んでいる。

【主な海外交流事業】

①海外提携校の拡大と積極的な人材交流

法人本部の国際交流課が中心となり、各併設校に在籍する学生の国際性を涵養するため、積極的に海外提携校の拡大及び学生・教職員の人材交流を実施している。

語学力の向上のみならず専門分野の知見を深めるため、短期・長期間の留学制度並びに留学生と日本人学生との様々な交流会の開催等を毎年定期的に行っている。

②中国上海市に学園事務所開設

平成 11(1999)年、中国のモータリゼーションの進展に伴い、高度な日本の自動車整備技術を修得したいと希望する者への留学相談窓口として、現地に学園事務所を開設した。主な業務は日本への留学・生活情報の提供と相談、帰国後の就職支援及び提携大学との交流促進等を図ることを目的としている。

③ベトナム日本語学校の設立

中日本自動車短期大学の別科(日本語教育)で長年培った教育ノウハウを活かし、平成 26(2014)年にハノイ市の教育ライセンスを取得、現地で日本への留学希望者に対する日本語教育を教授する学校を設立した。ベトナムの語学教育は第 2 外国語が日本語でありその習得意欲は非常に高い環境にある。受講生は留学希望者のみならず、日本の労働人口不足を反映して高まる技能実習生に対する日本語教育や日系企業への出前授業等そのニーズは拡大している。

